

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては11月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」11月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・平成30年11月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

送り付け商法にご注意！ ～魚介類や健康食品など、さまざまなものが～

問い合わせや注文をしていないのに、商品を勝手に送り付け、代引きなどで支払わせる手口！
特に年末年始に多発しますので要注意！

- 突然「カニを買わないか」と電話があり、断ったのにもかかわらず、送り付けられ約4万円も請求。
- 高齢の母にサプリメントらしき物が届いた。その後「請求書を送ったから支払って」と電話が。

不要な物を電話などで勧誘されたら、キッパリ断わりましょう！
不審な物が届いたら、安易に対応をせず受取拒否をしましょう！



お互いに 一声かけて見守りを！

